

臨教第67号議案

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を
改正する規則

別紙（案）のとおり

令和5年3月24日提出

神奈川県教育委員会
教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

県立高校改革実施計画（I期）に基づく県立高等学校の再編・統合に伴い、生徒の在籍がなくなる学科に関する規定を削除するため、神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

(案)

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則（昭和39年神奈川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 神奈川県立高浜高等学校の項中

全日制の課程	普通科	を
単位制による定時制の課程（夜間）	普通科	
	総合学科	

全日制の課程	普通科	に
単位制による定時制の課程（夜間）	普通科	

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

○神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則

新			旧		
第1条・第2条 (略)			第1条・第2条 (略)		
別表第1 高等学校 (第2条関係)			別表第1 高等学校 (第2条関係)		
学校名	課程等の別	学科	学校名	課程等の別	学科
(略)			(略)		
神奈川県立高浜高等学校	全日制の課程	普通科	神奈川県立高浜高等学校	全日制の課程	普通科
	単位制による定時制の課程 (夜間)	普通科 (削除)		単位制による定時制の課程 (夜間)	普通科 総合学科
(略)			(略)		
別表第2・別表第3 (略)			別表第2・別表第3 (略)		

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する 規則の概要

1 改正の趣旨

県立高校改革実施計画（I期）に基づく県立高等学校の再編・統合に伴い、神奈川県立高浜高等学校の生徒募集を停止した学科について、令和5年3月をもって生徒の在籍がなくなることから、当該学科に関する規定を削除するため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

別表第1の高浜高等学校の総合学科を削除する。

学校名	課程等の別	学科	備考
神奈川県立高浜 高等学校	全日制の課程	普通科	
	単位制による定時 制の課程（夜間）	普通科	
	単位制による定時 制の課程（夜間）	総合学科	（削除）

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。